

# 川崎市アスベスト対策報告書

(平成17年度～22年度)

平成23年7月

川崎市アスベスト対策会議



## ●はじめに

兵庫県のアスベスト製品製造工場の従業員、家族や周辺の住民に、アスベストの吸引が原因とみられる中皮腫等の疾患が多数発症している実態が平成 17 年 6 月末に公表されました。この公表を契機として、アスベストによる健康不安等が全国的に高まりました。

川崎市では、早急に対応策を構築する必要から、昭和 63 年度に設置した「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止し、平成 17 年 8 月「川崎市アスベスト対策会議」を設置して、迅速かつ的確な対応を図ることとしました。この会議の主な目的としては、環境濃度や施設のアスベスト使用実態等現状の把握を行うこと、全庁的に連携した対策を主導的に推進すること及び対策の進行管理を行うことなどです。

本書は、本市におけるアスベスト対策（環境対策、健康対策、市有施設対策等）について取りまとめたものです。また、本書の内容は、市政だより等の広報や報道機関を通じて情報提供した内容を中心としています。したがって、新たな情報提供等の発生により、本書に反映させる必要があると判断した場合、適宜改訂版を発行しています。平成 17 年 9 月の初版発行から数回にわたり改訂版を発行してきました。

今後とも、アスベストに関する情報の収集や現状の把握等に努めるとともに、国や他の地方自治体の動向を踏まえながら、市民の不安解消を目指してアスベスト対策に取り組んでまいります。

川崎市アスベスト対策会議

## 目 次

### I 環境対策：飛散防止対策の徹底、環境調査等

- 1 アスベスト発生源の指導・調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 製造・加工工場等に対する指導等
  - (2) 建物解体工事業者等に対する指導等
  - (3) 一般環境大気中の濃度調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 アスベスト廃棄物の処理に関する事 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 産業廃棄物に対する対応
  - (2) 一般家庭から排出されるアスベスト廃棄物に対する対応
- 3 民間建築物の実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 建築物の吹付けアスベスト使用実態調査
- 4 支援措置に関する事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (1) 中小企業に関する事
  - (2) 民間住宅に関する事
  - (3) 民間建築物に関する事

### II 健康対策：市民の健康不安への対応と労働者への広報等

- 1 市民の健康不安への対応 ー健康診断等受診の勧奨ー ・・・・・・・・ 5
- 2 学校における健康不安への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 健康被害や健康不安を持つ市民への対応 ・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応 ・・・・ 5
- 5 勤労市民への情報の提供等相談の対応 ・・・・・・・・・・・・ 6

### III 市有施設対策：市有施設に対する実態把握と飛散防止対策について

- 1 市有施設の実態調査及び対策の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (1) 市有施設（学校・保育園を除く）
  - (2) 市立学校・保育園 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (3) 市有施設のアスベストに係る管理について
- 2 市が発注する公共工事におけるアスベスト含有建設資材の使用禁止 ・・・・ 8
- 3 市内小学校給食室のアスベスト含有回転釜 ・・・・・・・・・・・・ 8

### IV アスベスト対策の着実な推進

- 1 市広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速な提供 ・・・・ 9
- 2 国・神奈川県・横浜市等との情報共有や連携の促進 ・・・・ 9
- 3 アスベスト問題に関する国への要望 ・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 アスベスト対策会議における対策の着実な推進 ・・・・・・・・ 10

### 参 考

- 川崎市アスベスト対策会議設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- アスベスト対策体系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- アスベスト相談窓口一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## I 環境対策：飛散防止対策の徹底、環境調査等

### 1 アスベスト発生源の指導・調査

#### (1) 製造・加工工場等に対する指導等（環：環境対策課）

- ① 大気汚染防止法（大防法）の対象となる工場への立入調査を行った。  
（平成 17 年 8 月 2 日公表：2 工場、敷地境界での測定結果：0.26～0.76 本/ℓ  
なお、大防法の敷地境界基準は 10 本/ℓ）  
※ 1 工場については平成 18 年 1 月アスベスト製品取扱いを中止  
残り 1 工場についても、平成 18 年 10 月末にアスベスト製品取扱いを中止
- ② 大防法の対象外工場について実態調査を行うとともに、適正管理の徹底を要請。  
（平成 17 年 10 月 25 日、11 月 22 日公表：1 工場、測定結果：0.21、0.22 本/ℓ  
11 月 1 日廃棄処理済）

#### (2) 建物解体工事事業者等に対する指導等（環：環境対策課）

- ① 大防法の対象となる解体工事等に対し、立入調査を行い適正管理の徹底を指導するとともに、必要に応じて環境調査を実施した。  
（平成 17 年度 届出書件数 53 件、うち立入検査 30 件）  
（平成 18 年度 届出書件数 170 件、うち立入検査 88 件）  
（平成 19 年度 届出書件数 156 件、うち立入検査 60 件）  
（平成 20 年度 届出書件数 179 件、うち立入検査 63 件）  
（平成 21 年度 届出書件数 129 件、うち立入検査 40 件）  
（平成 22 年度 届出書件数 152 件、うち立入検査 30 件）
- ② アスベスト関連法令を所管する機関と連携を図りながら、関係法令の周知徹底を図る。
- ③ 平成 18 年 3 月 1 日大防法施行令等改正により、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材並びに耐火被覆材が使用されている建築物の解体・改修は全て届出の対象に、また、平成 18 年 10 月 1 日大防法改正により、工作物の解体・改修も届出の対象となった。
- ④ 工事開始前や工事中における作業基準等の一層の徹底を図り、当該工事を適正に実施するよう規定した「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」を策定し、平成 18 年 6 月 1 日から施行した。  
また、本指針に関して除去工事事業者等を対象に解説書を作成し、周知を図っている。大防法改正等に伴い、平成 19 年 1 月 4 日改正した。
- ⑤ 大防法届出対象外である非飛散性アスベスト含有建材の撤去作業時におけるアスベスト飛散を防止するため、各種法令等の遵守事項をもとに「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引き」を作成した。（平成 19 年 4 月 1 日）
- ⑥ アスベスト飛散防止対策の強化を図るため、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正。（平成 23 年 3 月 24 日公布）

(3) 一般環境大気中の濃度調査（環：環境対策課、環：公害研究所）

① 各区1か所及び沿道1か所の計8か所において、大気中のアスベスト濃度を把握するため環境調査を定期的に行っている。

【大気アスベスト濃度測定結果（一般環境）】

単位：本/ℓ

		川崎区 (田島町)	幸 区 (戸手本町)	中原区 (小杉町)	高津区 (溝 口)	宮前区 (宮前平)	多摩区 (登 戸)	麻生区 (百合丘)	沿 道 (池 上)
17 年 度	夏 季	0.41	0.34	0.28	0.47	0.32	0.45	0.46	0.53
	冬 季	0.16	0.12	0.14	0.17	0.06	0.22	0.13	0.15
18 年 度	夏 季	0.06	0.08	0.05	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05
	冬 季	0.15	0.13	0.20	0.18	0.17	0.24	0.14	0.12
19 年 度	夏 季	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
	冬 季	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
20 年 度	夏 季	0.11	0.13	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
	冬 季	0.11	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11	0.11	0.11	0.11
21 年 度	夏 季	0.11 未満	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
	冬 季	0.13	0.11	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.13	0.11	0.11
22 年 度	夏 季	0.12	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.12	0.12	0.10	0.10 未満
	冬 季	0.12	0.10	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.12	0.10	0.10

※ 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアによれば世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

② 公害研究所に電子顕微鏡を導入し、濃度測定等の精度向上や迅速化を図った。

（平成18年3月導入）

③ 平成19年5月にアスベストモニタリングマニュアルが改正され、分析走査電子顕微鏡法（A-SEM法）が新たに明記された。

本市では19年度以降分析走査電子顕微鏡法を採用している。

## 2 アスベスト廃棄物の処理に関すること

### (1) 産業廃棄物に対する対応（環：廃棄物指導課）

- ① 解体業者等に対して飛散性アスベストの除去工事を行う場合は、事前に「廃石綿等除去工事計画書」を提出するよう指導し、適正処理の確認を行う。  
なお、工事終了後は「廃石綿等除去工事完了報告書」を提出する。  
(平成18年度の計画書提出件数：197件)  
(平成19年度の計画書提出件数：159件)  
(平成20年度の計画書提出件数：176件)  
(平成21年度の計画書提出件数：125件)  
(平成22年度の計画書提出件数：158件)
- ② 非飛散性アスベスト廃棄物を取扱っている解体業者等の排出事業者、収集運搬業者に対して立入検査を行い、適正処理の徹底を図る。  
立入件数：  
(平成18年度：排出事業者52件、収集運搬業者3件、中間処理業者1件)  
(平成19年度：排出事業者12件、収集運搬業者26件)  
(平成20年度：排出事業者17件、収集運搬業者20件)  
(平成21年度：排出事業者19件、収集運搬業者19件)  
(平成22年度：排出事業者20件、収集運搬業者29件)

### (2) 一般家庭から排出されるアスベスト廃棄物に対する対応（環：収集計画課）

- ① 一般家庭からアスベスト含有家庭用品を排出する場合には、分解せずそのままの状態でごみ袋などに入る大きさのものは中身の見えるビニール袋で二重に梱包し、口をしぼる。
- ② その他問い合わせについては、所管の生活環境事業所へ相談する。

## 3 民間建築物の実態調査

### (1) 建築物の吹付けアスベスト使用実態調査

（ま：建築監察課、消：査察課、環：環境対策課、健康福祉局所管課）

- ① 国土交通省の依頼に基づき、大規模建築物（概ね1,000㎡以上）の管理者等を対象に、室内又は屋外に露出してアスベスト又はアスベストを含有するロックウールの吹付けが施工された部分の有無に関するアンケート調査を行った結果、回答があった2,009件のうち露出したアスベストがあるとの報告は102件、うち対策済みは12件であった（平成18年8月25日現在）。  
なお、未対策分については、早急に対策を行うよう引き続き要請する。（国土交通省が平成17年9月29日中間発表、12月19日発表）
- ② 平成8年度以前に竣工した社会福祉施設を対象に、吹付けアスベスト等及び折板裏打ちアスベスト断熱材の使用実態調査を行った。（厚生労働省から平成18年2月13日公表）  
（厚生労働省が10月4日中間発表、11月29日発表、平成18年2月13日フォローアップ発表）

#### 4 支援措置に関すること

(1) 中小企業に関すること（経：工業振興課、経：金融課）

- ① 中小企業者の経営に影響が及ぶ場合に、融資制度により支援する。  
（既存の融資制度により対応）
- ② 中小企業サポートセンター等で経営改善その他の相談に対応する。

(2) 民間住宅に関すること（ま：住宅整備課（民間住宅担当））

- ① 民間住宅リフォーム資金制度にアスベスト除去等の対策工事も新たに融資対象とした。平成 17 年 11 月 1 日施行。（平成 17 年 10 月 28 日公表）  
平成 20 年 3 月 31 日付けで民間住宅リフォーム資金制度を終了した。

(3) 民間建築物に関すること（ま：建築監察課）

- ① 川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業により、建築物の所有者が行う飛散性のあるアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助する。
- ② 各年度の実績
  - 平成 19 年度 事前相談 12 件、含有調査 6 件、除去工事 1 件
  - 平成 20 年度 事前相談 8 件、含有調査 1 件、除去工事 4 件
  - 平成 21 年度 事前相談 7 件、含有調査 4 件、除去工事 0 件
  - 平成 22 年度 事前相談 3 件、含有調査 1 件、除去工事 0 件

## II 健康対策：市民の健康不安への対応と労働者への広報等

### 1 市民の健康不安への対応—健康診断等受診の勧奨—（健：健康増進課等所管課）

① 健康不安に対する市民の相談窓口として、各区保健福祉センターとの連絡調整・相談支援等を行う。

相談件数：平成 17 年 7 月から平成 18 年 3 月まで 177 件  
平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月まで 31 件  
平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月まで 25 件  
平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月まで 42 件  
平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで 34 件  
平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで 18 件

② 健康相談等の広報（市政だより、チラシの配布）を行う。

③ 健康診断の受診勧奨（肺がん検診の利用）

### 2 学校における健康不安への対応（教：健康教育課）

学校における児童、生徒、教職員等の健康について把握し、関係機関と連携をとる。

### 3 健康被害や健康不安を持つ市民への対応（病院局）

市民からの検査・診察等の申込に対する対応を行う。

市立井田病院にアスベスト相談外来を設置（平成 17 年 8 月 22 日）して実施している。特に専門的な検査を必要とする患者は設備等が充実している労災病院を紹介している。

また、市立川崎病院においても外来にて診察が可能。

### 4 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応（健：環境保健課）

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成 18 年 2 月 3 日成立し、3 月 27 日施行されたことに伴い、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所の他、各区役所保健福祉センター（保健所）でも同年 4 月 3 日から申請受付業務を行っている。

保健福祉センターでの申請受付：

平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月まで 4 件  
平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月まで 3 件  
平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月まで 11 件  
平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで 10 件  
平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで 19 件

## 5 勤労市民への情報の提供等相談の対応（経：労働雇用部）

- ① 川崎市の取組状況を労働情報誌「かわさき労働情報」（月1回発行）に適宜掲載していく。（平成20年5月号、平成21年3月及び8月号掲載）
- ② 労働災害の監督官庁である労働基準監督署と緊密な連携を図り、情報収集を行う。
- ③ 労働雇用部で所管している労働相談窓口で面談、電話相談等により適切な助言と情報提供を行う。

### Ⅲ 市有施設対策： 市有施設に対する実態調査と飛散防止対策について

#### 1 市有施設の実態調査及び対策の実施（ま：施設計画課等所管課）

##### (1) 市有施設（学校・保育園を除く）

- ① 市有施設に対し、一次調査（施設管理者による調査、以下同じ）を実施した。  
平成 17 年 10 月 25 日一次調査結果公表、調査対象施設数 866 施設、アスベスト含有吹付け材等を使用していない施設 647 施設、吹付け材の使用が認められたもの又は判断できない施設 219 施設
- ② 二次調査（詳細技術調査、以下同じ）結果を平成 17 年 12 月 27 日公表、調査対象 219 施設のうち、吹付け材を使用していない施設 60 施設、残り 159 施設について三次調査（成分分析調査、以下同じ）を行った。
- ③ 三次調査の結果、15 施設について対策が必要であった。（平成 18 年 3 月 24 日公表）  
アスベストが検出された施設については、地方自治法第 179 条第 1 項に基づく市長の専決処分等により除去費用の予算措置を行った。
- ④ 対策が必要な 15 施設については、平成 18 年度に除去工事を完了した。
- ⑤ 他都市の公共施設において、国内では使用されていないとされていた 3 種類のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）が検出されたことから、平成 20 年 2 月の厚生労働省等の通達を受け、平成 17 年度調査でアスベスト（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト）の含有が確認されなかった施設（庁舎等の一般公共施設 95 施設、市営住宅 46 住宅）について、再調査を実施した結果、アスベストは検出されなかった。（平成 20 年 4 月 4 日公表）
- ⑥ 平成 19 年度及び 20 年度に、市立学校・保育園を除く市有施設において、煙突及びボイラー（配管を含む）の保温材等に関する一次調査を行った。  
平成 22 年度に、一次調査をもとに煙突断熱材及び配管保温材について 174 施設の二次調査及び三次調査を行ったところ、配管保温材については 86 施設においてアスベストの含有が確認された。室内空気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、6 施設についてアスベストの飛散が確認された。  
また、煙突断熱材については 51 施設においてアスベストの含有が確認された。敷地境界において大気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、すべての施設においてアスベストの飛散は確認されなかった。
- ⑦ アスベスト含有吹付け材について、平成 9 年度以降竣工した 20 施設を対象として、二次調査を実施したところ、3 施設においてアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたが、三次調査を行ったところアスベストの含有がないことが確認された。

## (2) 市立学校・保育園

- ① 調査対象施設数 254 施設、吹付けひる石、パーライト吹付け材等を使用していない施設 119 施設、吹付け材を使用している施設のうちアスベストが 1 % 超検出された施設 2 校、1 % 以下検出された施設 7 校、計 9 校については平成 17 年度内に対策を完了した。(平成 17 年 10 月 25 日、11 月 29 日公表)
- ② 追加調査で保育園 1 園にアスベスト 1 % 超含有パーライト吹付け材の使用が判明したが、除去工事を行い対策済み。(平成 18 年 3 月)
- ③ 市立学校についても、すでに飛散防止対策を完了した学校を除いた 130 校に対して、再調査を実施した結果、4 校について吹付け材からアスベストが検出されたが、平成 20 年 9 月までに除去工事を完了した。
- ④ 平成 19 年度及び 20 年度に、市立学校・保育園において、煙突及びボイラー(配管を含む)の保温材等に関する一次調査を行った。  
平成 22 年度に、一次調査をもとに煙突断熱材及び配管保温材について 131 施設の二次調査及び三次調査を行ったところ、配管保温材については 75 施設においてアスベストの含有が確認された。室内空気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、4 施設についてアスベストの飛散が確認された。  
また、煙突断熱材については 13 施設においてアスベストの含有が確認された。敷地境界において大気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、すべての施設においてアスベストの飛散は確認されなかった。
- ⑤ アスベスト含有吹付け材について、平成 9 年度以降に竣工した 111 校を対象に二次調査を実施したところ、8 校においてアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたが、さらに三次調査を実施したところアスベストの含有がないことが確認された。  
また、上記の調査において平成 8 年以前に竣工した建築物にアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたため、38 校について二次・三次調査を実施したところ、1 校の一部にアスベストの含有が認められた。(平成 22 年 2 月 5 日公表)  
アスベストの含有が認められた 1 校については、平成 22 年 8 月に除去工事を完了した。

## 2 市が発注する公共工事におけるアスベスト含有建設資材の使用禁止(ま:公共建築担当)

平成 17 年 11 月 1 日から市が発注する公共工事には、原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこととした。(平成 17 年 10 月 25 日公表)

## 3 市内小学校給食室のアスベスト含有回転釜(教:教育施設課)

市内小学校 114 校と諸学校 3 校の給食室回転釜 495 台のうち、小学校 14 校 38 台の回転釜においてアスベスト含有の断熱材が使用されていることが判明した。  
これらの回転釜については、非飛散型断熱材のため、直ちに飛散する恐れはないが、一層の安全性を確保する観点から、非アスベスト含有断熱材への交換や本体交換等を実施する(平成 17 年 10 月 25 日公表)としたが、平成 17 年度中に全て交換済み。

## IV アスベスト対策の着実な推進

### 1 市広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速な提供（環：環境対策課等所管課）

- ① ホームページで全庁的な相談窓口を周知するとともに（平成 17 年 8 月 12 日公表）、市民からの質問や問い合わせに対し、的確な対応を図った。
- ② アスベスト問題に関する、報道発表資料やQ&A等をホームページ上で公表（平成 17 年 8 月 19 日実施）した。  
ホームページについては、随時更新するとともに内容の充実を図る。
- ③ 「市政だより」にてアスベスト問題についての広報を行う。  
（平成 17 年 9 月 1 日号、9 月 21 日号、11 月 21 日号、平成 18 年 2 月 1 日号（特集）、6 月 1 日号、7 月 1 日号、12 月 1 日号、平成 19 年 3 月 21 日号）
- ④ 市民に対して必要な情報提供に努める。（随時実施）
- ⑤ パンフレット・リーフレット作成〔平成 17 年 10 月 31 日公表、配布〕
  - ・建築物の所有者や管理者の方へ：「大丈夫ですか、あなたの建築物は？」
  - ・解体工事現場の周辺住民の方、工事の発注者の方へ：  
「解体工事についてよく知っていただくために」※  
※ 法等の改正により、平成 19 年 3 月改訂版発行、配布
- ⑥ 「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針（大気汚染防止法届出対象アスベスト除去工事編）」の策定及び本指針解説書の作成  
本指針については、平成 18 年 6 月 1 日から施行し、アスベスト除去工事の適正な実施の確保に向け事業者等が遵守すべき事項を定めた。さらに、本指針解説書を作成し、事業者団体等を通じて配布する等周知を図っている。  
「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引（非飛散性アスベスト含有建材撤去作業編）」を平成 19 年 4 月作成。
- ⑦ 関係機関等からの講師依頼に対応

### 2 国・神奈川県・横浜市等との情報共有や連携の促進（環：環境対策課等所管課）

- ① 本市が所有する施設のアスベスト使用の状況及びその処理状況について実態把握した。（平成 17 年 11 月 29 日総務省公表、平成 18 年 5 月 10 日継続調査結果公表、平成 18 年 9 月 29 日追加公表）
- ② 国のアスベスト対策の状況把握に努めるとともに、的確な情報提供を行う。
- ③ 国・神奈川県・横浜市や関係機関等と連携し、効果的な対策の推進に努める。  
「神奈川県内の石綿（アスベスト）問題に対する神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市による協定」平成 17 年 11 月 4 日締結  
（石綿（アスベスト）対策連絡会議 平成 21 年 11 月 4 日）

### 3 アスベスト問題に関する国への要望（環：環境対策課等所管課）

- ① アスベスト健康被害問題に関する緊急要望を行う。  
（指定都市市長会 平成17年8月23日）
- ② アスベスト対策等に関する要望  
（全国市長会 平成17年8月30日 アスベスト問題に関する緊急要望）  
（全国市長会 平成20年11月）
- ③ 民間建築物へのアスベスト使用実態調査に関する緊急要望を行う。  
（神奈川県・横浜市・川崎市 共同要望 平成17年9月5日）
- ④ 石綿健康被害の救済における費用負担に関する要望  
（八都県市共同要望 平成18年6月13日）
- ⑤ 国家予算（環境保全関係）に関する提案・要望  
（大都市環境保全主管局長会議 平成18年7月）  
（大都市環境保全主管局長会議 平成19年7月）  
（大都市環境保全主管局長会議 平成20年7月）  
（大都市環境保全主管局長会議 平成21年7月）  
（大都市環境保全主管局長会議 平成22年7月）
- ⑥ 国の施策及び予算に関する提案  
（政令指定都市 平成18年7月）  
（政令指定都市 平成19年7月）  
（政令指定都市 平成20年7月）  
（政令指定都市 平成21年7月）  
（政令指定都市 平成22年7月）
- ⑦ 廃棄物に関わる要望について（アスベスト含有家庭用品の処理に関する要望）  
（全国都市清掃会議 平成18年8月）  
（全国都市清掃会議 平成19年8月）  
（全国都市清掃会議 平成20年8月）  
（全国都市清掃会議 平成21年7月）  
（全国都市清掃会議 平成22年7月）

### 4 アスベスト対策会議における対策の着実な推進（庁内関係各課）

- ① アスベスト対策会議において各対策の進行管理にあたり、必要に応じて対策の見直しを図る。
- ② 国の対策の動向、市民のニーズ、また各種対策の進捗状況等に応じて、対策の変更・拡充など、柔軟な対策を検討する。

## 川崎市アスベスト対策会議設置要綱

## (設置)

第1条 アスベストによる環境汚染、健康不安等の諸問題に対して、関係部局が連携して対策を推進するため、川崎市アスベスト対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アスベストの現状把握及び対策方針
- (2) アスベスト対策の推進に関する関係部局間の調整
- (3) その他アスベスト対策について必要な事項

## (構成員)

第3条 対策会議は、別表1に掲げる職員をもって構成する。

## (座長及び副座長)

第4条 対策会議に座長を置く。

- 2 座長は、副市長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長を補佐するため、副座長を置く。
- 5 副座長は環境局長とし、座長に事故あるときにその職務を代理する。

## (会議)

第5条 対策会議は座長が必要に応じて招集する。

- 2 対策会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (幹事会)

第6条 対策会議の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会には会長及び幹事を置き、会長は、環境対策部長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ幹事会を招集し、幹事会の会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 各幹事及びその属する組織のアスベストに関する主な所掌事項は別表2に掲げるとおりとする。
- 5 会長は、必要に応じ幹事会での協議結果を対策会議に報告することとする。
- 6 幹事会は、会長の判断に基づき、幹事以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局を環境局環境対策部環境対策課に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が対策会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月8日から施行する。
- 2 川崎市アスベスト対策推進協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

座 長	三浦副市長
委 員	環境局長（副座長） 上下水道事業管理者 総務局長 総合企画局長 財政局長 市民・こども局長 こども本部長 経済労働局長 健康福祉局長 まちづくり局長 建設緑政局長 港湾局長 交通局長 病院局長 消防局長 教育長

別表2（第6条関係）

幹 事	組織のアスベストに関する主な所掌事項	
環) 環境対策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法等に関する こと</li> <li>・大気環境の測定及び公表に 関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストに関する 市民等への情報提供</li> <li>・庁内関係課に対する、 所管業務に係る情報 提供や適切な指示・ 指導等に関するこ と。</li> </ul>
環) 廃棄物指導課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有廃棄物等の処理指 導に関すること</li> </ul>	
ま) 建築監察課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法等に関すること</li> </ul>	
健) 健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康不安に対する相談等に 関すること</li> </ul>	
健) 環境保健課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害救済法等に関 すること</li> </ul>	
ま) 施設計画課長 公共建築担当課長 施設保全担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市所有施設のアスベスト対 策に関すること</li> <li>・「市有施設の維持管理等に 係るアスベスト対策要領」 に関すること</li> </ul>	
ま) 建築指導課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設リサイクル法の届出等 に関すること</li> </ul>	

# アスベスト対策体系図

## I 環境対策

(現状把握、行政指導)

### 1 アスベスト発生源の指導・調査

… \* 飛散防止対策の徹底、環境調査

建物解体工事等に対する指導等

大防法対象解体工事等への立入検査、環境調査

(環) : 環境対策課

「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」を策定(平成18年6月)

(環) : 環境対策課等所管課

「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引」を作成(平成19年4月)

(環) : 環境対策課

アスベスト関連法令を所管する機関と連携し、関係法令の周知徹底を図る

{ (環) : 環境対策課  
(環) : 廃棄物指導課  
(ま) : 建築監察課  
(ま) : 建築指導課

一般環境大気中の濃度調査

各区及び道路沿道での環境濃度調査

{ (環) : 環境対策課  
(環) : 公害研究所

### 2 アスベスト廃棄物の処理に関すること

廃棄物処理業者等への指導等

アスベスト廃棄物の排出事業者及び処理業者への立入検査・指導

(環) : 廃棄物指導課

一般廃棄物に対する対応

アスベスト廃棄物の処理についての調査・検討

{ (環) : 廃棄物指導課  
(環) : 収集計画課

### 3 民間建築物の実態調査

建築物の吹付けアスベスト使用実態調査

大規模建築物(概ね1000㎡以上)に関する調査

{ (ま) : 建築監察課  
(消) : 査察課

### 4 支援措置に関すること

中小企業に関すること

設備更新等の対応時に既存の融資制度にて対応可能

(経) : 金融課

中小企業サポートセンター等で経営改善その他の相談に対応

(経) : 工業振興課  
(経) : 金融課

民間建築物に関すること

飛散性のあるアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助

(ま) : 建築監察課

## II 健康対策

(健康不安に対する相談・検診、医療相談)

### 市民の健康不安への対応と労働者への広報等

市民の健康不安への対応	健康不安に対する市民の相談窓口	(区) : 保健福祉センター 地域保健福祉課 地域健康支援担当
	健康相談等の広報、各区保健福祉センターとの連絡調整、相談支援等	(健) : 健康増進課
学校における健康不安への対応	学校における児童、生徒、教職員等の健康の把握及び関係機関との連携	(教) : 健康教育課
健康被害や健康不安を持つ市民への対応	市民からの検査・診断等の申込に対する対応	アスベスト相談外来 (病) : 井田病院
「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行に伴う対応	「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行(平成18年3月27日)に伴い、各区役所保健福祉センター(保健所)で平成18年4月3日から申請受付業務実施	(健) : 環境保健課
勤労市民への情報の提供等相談の対応	労働情報誌等での情報提供	(経) 労働雇用部
	労働基準監督署との連携、情報収集	(経) 労働雇用部
	常設の労働相談コーナーでの面談、電話相談等	(経) 労働雇用部

## III 市有施設対策

(市所有施設のアスベスト対策)

### 市有施設に対する実態把握と飛散防止対策について

\* 市有施設(市施設・市営住宅・市立病院・市教育施設等)の調査及び対策の実施

実態調査(一次～三次) 一次調査: 施設管理者による調査 二次調査: 詳細技術調査 三次調査: 成分分析調査	所管課
実態調査結果に応じ、対策を実施(管理台帳整理)	所管課

## IV アスベスト対策の着実な推進

\* 正確な情報の提供・推進体制の整備

市広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速提供	(環) : 環境対策課等 所管課
国・神奈川県・横浜市との情報の共有・連携の促進	(環) : 環境対策課等 所管課
アスベスト対策会議における対策の着実な推進	全庁

# 【川崎市】 アスベスト相談窓口一覧

アスベストによる環境影響、健康被害等について、市民の皆さまの不安、質問に応じていくための相談窓口を次のとおり設けています。相談は午前8時30分から午後5時（土日祝日を除く）まで行っています。

相談内容	問い合わせ先	電話番号	
<b>■市民の健康に関すること</b> <b>■アスベストによる健康被害救済の申請に関すること</b>	区役所保健福祉センター ー地域保健福祉課 （地域健康支援係）	川崎区	044-201-3284
		幸区	044-556-6648
		中原区	044-744-3261
		高津区	044-861-3313
		宮前区	044-856-3254
		多摩区	044-935-3295
		麻生区	044-965-5157
・アスベスト製品取扱い業務に従事した人に関すること（労働安全衛生法）	川崎南労働基準監督署（川崎区、幸区）	044-244-1271	
	川崎北労働基準監督署（上記以外）	044-820-3181	
<b>■市内の建築物に関すること</b> ・民間建築物（解体工事を除く） ・市立学校 ・市立保育園 ・市営住宅 ・その他の公共施設	まちづくり局建築監察課	044-200-3017	
	教育委員会教育環境整備推進室	044-200-3270	
	市民・こども局こども本部保育課	044-200-2660	
	まちづくり局住宅管理課	044-200-2951	
	所管課		
<b>■建物の解体等に関すること</b> ・吹付けアスベストがある建物解体工事等に関すること（大気汚染防止法） ・建物に使用されたアスベストの分別解体に関すること（建設リサイクル法）	環境局環境対策課	044-200-2526	
	まちづくり局建築指導課	044-200-3026	
<b>■支援措置に関すること</b> ・中小企業融資制度 ・民間建築物のアスベスト対策	経済労働局金融課	044-544-1846	
	まちづくり局建築監察課	044-200-3017	
<b>■その他</b> ・アスベスト製品製造工場に関すること ・アスベストを含有する廃棄物の処理処分に関すること（廃棄物処理法）	環境局環境対策課	044-200-2526	
	環境局廃棄物指導課	044-200-2542	

問い合わせ 環境局環境対策課 044-200-2526



川崎市アスベスト対策報告書

アスベスト対策会議事務局

環境局環境対策部環境対策課 TEL 044-200-2526

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30taiki/home/asbestos/asbestos-taisei.htm>